

高等教育の修学支援新制度 2024年度からの変更点について
<授業料減免等の中間層への拡大>

2024年度から、多子世帯の学生等への支援の拡大として、高等教育の修学支援新制度における現行の3段階の支援区分に加え、新たに4番目の支援区分が設けられます。

高校で予約採用の申し込みをされ、給付奨学金の選考結果が家計に関する基準外として不採用となった場合も、進学後の在学採用で支援対象となる可能性があります。

詳細は、以下、文部科学省のホームページを参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20240129-mxt_gakushi01-100001505_2.pdf

多子世帯（扶養する子どもが3名以上の世帯）の方は、新設された4番目の支援区分（第IV区分）に採用される場合もありますので、該当の方は、この機会に[在学採用](#)へお申し込みください。